

議案第 4 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例
の制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例
(川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

第 1 条 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 1 号中「3 3 6, 0 0 0 円」を「3 4 0, 0 0 0 円」に、同項第 2 号中「6 7, 0 0 0 円」を「6 8, 0 0 0 円」に、同項第 3 号中「2 6 7, 0 0 0 円」を「2 7 0, 0 0 0 円」に、同項第 4 号中「2 1 0, 0 0 0 円」を「2 1 3, 0 0 0 円」に、同項第 5 号中「1 3 5, 0 0 0 円」を「1 3 7, 0 0 0 円」に、同項第 6 号中「1 0 6, 0 0 0 円」を「1 0 7, 0 0 0 円」に、同項第 7 号中「3 3 6, 0 0 0 円」を「3 4 0, 0 0 0 円」に、同項第 8 号中「2 7 9, 0 0 0 円」を「2 8 3, 0 0 0 円」に、同項第 9 号中「4 2, 0 0 0 円」を「4 3, 0 0 0 円」に、同条第 5 項中「3 3 6, 0 0 0 円」を「3 4 0, 0 0 0 円」に、同条第 6 項中「7 4 0, 0 0 0 円」を「7 5 0, 0 0 0 円」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「560,000円」を「567,000円」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中「720,000円」を「729,000円」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条中「800,000円」を「810,000円」に改める。

(川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

第5条 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和26年川崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「279,000円」を「283,000円」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「780,000円」を「790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市特別職報酬等審議会の答申に基づく市長及び副市長の給料の額の改定に伴い、非常勤の監査委員、教育委員会委員等の報酬の額並びに常勤の監査委員、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料の額の改定を行うため、この条例を制定するものである。